

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの） 新旧対照条文  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p>	<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p>
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。        一 三十九 (略)</p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。        一 三十九 (略)</p>
<p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。        一 六 (略)</p>	<p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。        一 六 (略)</p>
<p>(削る)        七 七 (略)</p>	<p>七 広範囲熱傷特定集中治療室        八 十五 (略)</p>
<p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p>	<p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p>

一 (略)

二 神経・脳血管領域

イ ト (略)

チ 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)

リ チ以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術

ヌ ラ (略)

三 十四

十五 血液・免疫系領域

イ ハ (略)

ニ 造血器腫瘍遺伝子検査

ホ ワ (略)

十六 二十一 (略)

二十二 画像診断

イ ロ (略)

ハ CT撮影

(削る)

ニ ト (略)

二十三 二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する

厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一泊二日手術

イ 関節鼠摘出手術

ロ ヲヨ (略)

一 (略)

二 神経・脳血管領域

イ ト (略)

チ 選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)

リ チ以外の選択的脳血栓・塞栓溶解術

ヌ ラ (略)

三 十四

十五 血液・免疫系領域

イ ハ (略)

ニ 血液細胞核酸増幅同定検査

ホ ワ (略)

十六 二十一 (略)

二十二 画像診断

イ ロ (略)

ハ 単純CT撮影

ニ 特殊CT撮影

ホ ト (略)

二十三 二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する

厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一泊二日手術

イ 関節鼠摘出手術

ロ ヲヨ (略)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ・ロ (略)

ハ 退院時共同指導

ニ・ホ (略)

ヘ 在宅がん医療総合診療

ト・リ (略)

ヌ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理

ル・カ (略)

二 在宅療養指導

イ・ヨ (略)

(削る)

三・四 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ・ロ (略)

ハ 地域連携退院時共同指導

ニ・ホ (略)

ヘ 在宅末期医療総合診療

ト・リ (略)

ヌ 在宅訪問リハビリテーション指導管理

ル・カ (略)

二 在宅療養指導

イ・ヨ (略)

タ 寝たきり老人訪問指導管理

三・四 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、

ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びビヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト  
及びチ、第十八号ワ、カ及びビヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及び  
ヘ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びビヘ並びに  
第二十六号ニの実施件数とする。

ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びビヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト  
及びチ、第十八号ワ、カ及びビヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及び  
ヘ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト並  
びに第二十六号ニの実施件数とする。